

訪問看護ステーションホームナース陽なた重要事項説明書

指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕

1 指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕サービスを提供する事業者について

事業者名称	合同会社陽なた
代表者氏名	代表社員 野村 恵
本社所在地 (連絡先及び電話番号等)	富山県富山市城村 371 番地 電話番号 076-461-5673 / FAX 番号 076-464-3153
法人設立年月日	令和 5 年 10 月 17 日

2 利用者に対してのサービス提供を実施する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	訪問看護ステーションホームナース陽なた
介護保険指定事業所番号	1660190677
事業所所在地	富山県富山市城村 371 番地
連絡先 相談担当者名	連絡先 電話番号 076-461-5673 / FAX 番号 076-464-3153 野村 恵
事業所の通常の事業の実施地域	富山市の全域【その他の地域については相談に応じる】

(2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の円滑な運営管理を図るとともに、要介護状態（介護予防にあっては要支援状態）の利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供を確保することを目的とします。
運営の方針	1 指定訪問看護においては、要介護状態の利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮して、その療養生活を支援し、心身機能の維持回復を図るものとする。 指定介護予防訪問看護においては、要支援状態の利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮して、その療養生活を支援し、心身機能の維持回復を図りもって利用者の生活機能の維持又は向上を図るものとする。 2 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。 3 事業所は、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、その療養上の目標を設定し、計画的に行うものとする。 4 事業所は、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。 5 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業員に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。 6 指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供にあたっては、介護保険法第 118 条の 2 第 1 項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。 7 指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治医及び居宅介護支援事業者へ情報の提供を行うものとする。 8 前 7 項のほか、「富山市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」（平成 24 年富山市条例第 47 号）、「富山市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例」（平成 24 年富山市条例第 51 号）に定める内容を厳守し、事業を実施するものとする。

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	毎日営業
営業時間	午前 8 時から午後 7 時 上記の営業日、営業時間のほか、電話等により 24 時間常時連絡が可能

(4) 事業所の職員体制

従業員の種類	勤務の形態・人数
看護師	常勤 3 名、非常勤 2 名
理学療法士	非常勤 1 名

管理責任者	管理者 野村 恵
-------	----------

3 提供するサービスの内容及び費用について

(1) 提供するサービスの内容について

サービス区分と種類	サービスの内容
訪問看護〔介護予防〕 計画の作成	主治の医師の指示及び利用者に係る訪問看護〔介護予防〕支援事業者が作成した訪問看護〔介護予防〕サービス計画（ケアプラン）に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた訪問看護〔介護予防〕計画を作成します。
指定訪問看護〔指定介護 予防訪問看護〕の提供	訪問看護〔介護予防〕計画に基づき、指定訪問看護〔介護予防〕を提供します。 具体的な訪問看護〔介護予防訪問看護〕の内容 1 病状・障害の観察 2 清拭・洗髪等による清潔の保持 3 食事および排泄等日常生活の世話 4 床ずれの予防・処置 5 リハビリテーション 6 ターミナルケア 7 認知症患者の看護 8 療養生活や介護方法の指導 9 カテーテル等の管理 10 その他医師の指示による医療処置

(2) 看護職員の禁止行為。看護職員はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

- 1 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- 2 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- 3 利用者の同居家族に対するサービス提供
- 4 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- 5 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
- 6 その他利用者又は家族等に対して行なう宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

(3) 提供するサービスの利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）について

介護保険

提供時間帯名	早朝	昼間	夜間	深夜
時 間 帯	6 時～8 時まで	8 時～18 時まで	6 時～22 時まで	22 時～6 時まで

【訪問看護】 (1 単位：10.21 円)

サービス提供区分	介護報酬 額	ご利用者様負担額		
		1 割	2 割	3 割
昼間（8 時～18 時）				
2 0 分 未満（314 単位）	3, 205 円	321 円	641 円	962 円
3 0 分 未満（471 単位）	4, 808 円	481 円	962 円	1, 443 円
3 0 分 以上 1 時間 未満(823 単位)	8, 402 円	841 円	1, 681 円	2, 521 円
1 時間以上 1 時間 3 0 分未満（1128 単位）	11, 516 円	1, 152 円	2, 304 円	3, 455 円
早朝（6 時～8 時）、夜間（18 時～22 時）25%加算				
深夜（22 時～6 時）50%加算				

※同一敷地内建物等の場合は上記の 90%で算定となります。

◎理学療法士等による訪問の場合

サービス提供区分	提供時間帯	介護報酬額	ご利用者様負担額		
			1 割	2 割	3 割
1 日に 2 回までの場合（1 回 20 分）	昼間（294 単位）	3,001 円	301 円	601 円	901 円
早朝（6 時～8 時）、夜間（18 時～22 時）25%加算					
深夜（22 時～6 時）50%加算					

※理学療法士、作業療法士または言語聴覚士による訪問の場合 1 回につき 8 単位を所定単位数から減算する

※理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の場合について利用開始の属する日から 12 月超の利用者に介護予防訪問看護を行った場合は、1 回につき 15 単位を減算する

【介護予防訪問看護】

サービス提供区分	介護報酬額	ご利用者様負担額		
		1割	2割	3割
昼間（8時～18時）				
20分未満（303単位）	3,093円	310円	619円	928円
30分未満（451単位）	4,607円	461円	922円	1,383円
30分以上1時間未満（794単位）	8106円	811円	1,622円	2,432円
1時間以上1時間30分未満（1090単位）	11,128円	1,113円	2,226円	3,339円
早朝（6時～8時）、夜間（18時～22時）25%加算				
深夜（22時～6時）50%加算				

※同一敷地内建物等の場合は上記の 90%で算定となります。

◎理学療法士等による訪問の場合

サービス提供区分	提供時間帯	介護報酬額	ご利用者様負担額		
			1 割	2 割	3 割
1 日に 2 回までの場合（1 回 20 分）	昼間（284 単位）	2, 899 円	290 円	580 円	870 円
早朝（6 時～8 時）、夜間（18 時～22 時）25%加算					
深夜（22 時～6 時）50%加算					

【 加 算 】

加算名称	介護報酬額	利用者負担額			算定回数等
		1 割	2 割	3 割	
緊急時訪問看護加算Ⅰ 〔介護予防〕 (600 単位)	6, 126 円	613 円	1, 226 円	1, 838 円	利用者又はその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応できる体制にあり、緊急訪問における看護用務の負担の軽減に寄与刷る十分な業務管理等の体制の整備が行われている場合に加算します。 1 月につき 1 回
特別管理加算（Ⅰ）(500 単位)	5, 105 円	511 円	1, 021 円	1, 532 円	指定訪問看護〔介護予防〕に関し特別な管理を必要とする利用者(別に厚生労働大臣が定める状態にあるものに限る。)に対して、指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の実施に関する計画的な管理を行った場合に加算します。なお、「別に厚生労働大臣が定める状態にあるもの」とは次のとおりです。 なお、特別管理加算（Ⅰ）は①に、特別管理加算（Ⅱ）は②～⑤に該当する状態の利用者に対して訪問看護を行った場合に加算します。 ① 在宅悪性腫瘍患者指導管理若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態又は気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している状態 ② 在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理又は在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態 ③ 人工肛門又は人工膀胱を設置している状態 ④ 真皮を超える褥瘡の状態（●NPUAP 分類Ⅲ度またはⅣ度●DESIGN-R 分類 D3、D4 または D5） ⑤ 点滴注射を週 3 日以上行う必要があると認められる状態 1 月につき 1 回
特別管理加算（Ⅱ）(250 単位)	2, 552 円	256 円	511 円	766 円	
初回加算（Ⅰ）(350 単位)	3, 573 円	358 円	715 円	1, 072 円	過去 2 か月間において、訪問看護の提供を受けていない場合。新規に訪問看護計画書を作成した利用者に対して、病院等から退院した日に初回の訪問看護を行った場合 初回のみ
初回加算（Ⅱ）(300 単位)	3, 063 円	307 円	613 円	919 円	過去 2 か月間において、訪問看護の提供を受けていない場合。新規に訪問看護計画書を作成した利用者に対して、病院等から退院した翌日以降に初回の訪問看護を行った場合 初回のみ

退院時共同指導加算（600 単位）		6,126 円	613 円	1,226 円	1,838 円	病院等の医療機関や介護老人保健施設など入所系施設から退院もしくは退所する利用者に対して、病院等の医師もしくはその施設の従業者と共同して療養上の指導を行った場合。 1 回 ※特別管理加算対象者に対しては 2 回まで
複数名訪問看護加算（Ⅰ）	30 分未満（254 単位）	2,593 円	260 円	519 円	778 円	1 人で看護を行うことが困難な利用者に対して、利用者や家族の同意を得て、看護師が 2 名で訪問する場合 1 回につき
	30 分以上（402 単位）	4,104 円	411 円	821 円	1,232 円	
複数名訪問看護加算（Ⅱ）	30 分未満（201 単位）	2,052 円	206 円	411 円	616 円	1 人で看護を行うことが困難な利用者に対して、利用者や家族の同意を得て、看護師 1 名と看護補助者による訪問を行う場合 1 回につき
	30 分以上（317 単位）	3,236 円	324 円	648 円	971 円	
ターミナルケア加算（2500 単位）		25,525 円	2,553 円	5,105 円	7,658 円	在宅で死亡した利用者について、その死亡日および死亡日前 14 日以内（15 日間）に 2 日以上ターミナルケアを行った場合 1 回
口腔連携強化加算（50 単位）		510 円	51 円	102 円	153 円	口腔の健康状態の評価を実施し、在宅歯科と連携を行った場合 月 1 回
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の 5 %加算				厚生労働大臣の定める中山間地域等に居住する利用者、通常の事業の実施地域を越えてサービスを提供する場合 1 回につき

◎サービス提供時間数は、居宅サービス計画及び訪問看護〔介護予防訪問看護〕計画に位置付けられた時間数（計画時間数）によるものとします。なお、計画時間数とサービス提供時間数が大幅に異なる場合は、利用者の同意を得て、居宅サービス計画の変更の援助を行うとともに訪問看護〔介護予防訪問看護〕計画の見直しを行います。

◎ 主治の医師（介護老人保健施設の医師を除く）から、急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護を行う必要がある旨の特別の指示を受けた場合は、その指示の日から 14 日間に限って、介護保険による訪問看護〔介護予防訪問看護〕費は算定せず、別途医療保険による提供となります。

◎【利用料の支払いについて、事業者が法定代理受領を行わない場合】
上記に係る利用料は、利用者が全額を一旦お支払いいただきます。この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えてお住まいの市町村に、利用者負担額を除いた居宅介護サービス費の支給申請を行ってください。

医療保険

◎利用者宅への訪問

サービス提供区分		提供日数	基本料金	ご利用者様負担額		
				1 割	2 割	3 割
訪問看護基本療養費（Ⅰ）	看護師・理学療法士	週 3 日目まで	5,550 円	555 円	1,110 円	1,665 円
		週 4 日目以降	6,550 円	655 円	1,310 円	1,965 円
	准看護師	週 3 日目まで	5,050 円	505 円	1,010 円	1,515 円
		週 4 日目以降	6,050 円	605 円	1,210 円	1,815 円

◎同一建物内の複数（3 人以上）の利用者に同一日に訪問した場合

サービス提供区分		提供日数	基本料金	ご利用者様負担額		
				1 割	2 割	3 割
訪問看護基本療養費（Ⅱ）	看護師・理学療法士	同 一 日 2 人	週 3 日目まで	5,550 円	555 円	1,110 円
			週 4 日目以降	6,550 円	655 円	1,310 円
		同 一 日 3 人以上	週 3 日目まで	2,780 円	278 円	556 円
			週 4 日目以降	3,280 円	328 円	656 円

	准看護師	同 一 日 2 人	週 3 日目まで	5,050 円	505 円	1,010 円	1,515 円
			週 4 日目以降	6,050 円	605 円	1,210 円	1,815 円
		同 一 日 3 人以上	週 3 日目まで	2,530 円	253 円	506 円	759 円
			週 4 日目以降	3,030 円	303 円	606 円	909 円

◎在宅療養に備えた外泊時（入院中に 1 回、厚生労働大臣が定める疾病等は入院中に 2 回）

サービス提供区分	基本料金	ご利用者様負担額		
		1 割	2 割	3 割
訪問看護基本療養費（Ⅲ）	8,500 円	850 円	1,700 円	2,550 円

◎訪問看護基本療養費の加算項目

サービス提供区分		基本料金	ご利用者様負担額		
			1 割	2 割	3 割
訪問看護管理療養費 月の初回（1 日につき）		7,670 円	767 円	1,534 円	2,301 円
ベースアップ評価料 月 1 回		780 円	78 円	156 円	234 円
訪問看護管理療養費 （月の 2 日目以降の訪問）	1	3,000 円	300 円	600 円	900 円
	2	2,500 円	250 円	500 円	750 円
早朝・夜間加算（6 時～8 時、18～22 時）		2,100 円	210 円	420 円	630 円
深夜加算（22 時～6 時）		4,200 円	420 円	840 円	1,260 円
難病等複数回訪問加算	1 日 2 回	4,500 円	450 円	900 円	1,350 円
	1 日 3 回以上	8,000 円	800 円	1,600 円	2,400 円
複数名訪問看護加算	看護師・理学療法 （週 1 日に限り）	4,500 円	450 円	900 円	1,350 円
	准看護師 （週 1 日に限り）	3,800 円	380 円	760 円	1,140 円
	看護補助者 （週に 3 日に限り）	3,000 円	300 円	600 円	900 円
24 時間対応加算 （1 月につき）	24 時間対応体制における看護業務の負担軽減の取り組みをおこなっている場合	6,800 円	680 円	1,360 円	2,040 円
	上記以外の場合	6,520 円	652 円	1,304 円	1,956 円
緊急訪問看護加算 （1 日 1 回まで）	月 14 日目まで	2,650 円	265 円	530 円	795 円
	月 15 日目以降	2,000 円	200 円	400 円	600 円
特別管理加算（1 月につき）	重症度等の高い利用者	5,000 円	500 円	1,000 円	1,500 円
	上記以外	2,500 円	250 円	500 円	750 円
退院時共同指導加算（利用者の状態に応じ月 2 回を限度）		8,000 円	800 円	1,600 円	2,400 円
特別管理指導加算（退院時共同指導加算に上乗せ、1 回に限り）		2,000 円	200 円	400 円	600 円
退院支援指導加算		6,000 円	600 円	1,200 円	1,800 円
	長時間にわたる療養上の指導を行った場合	8,400 円	840 円	1,680 円	2,520 円
在宅患者連携指導加算（月 1 回まで）		3,000 円	300 円	600 円	900 円
在宅患者緊急時等カンファレンス加算（月 2 回まで）		2,000 円	200 円	400 円	600 円
訪問看護ターミナルケア療養費 1		25,000 円	2,500 円	5,000 円	7,500 円
訪問看護情報提供療養費	1	1,500 円	150 円	300 円	450 円
	2	1,500 円	150 円	300 円	450 円
	3	1,500 円	150 円	300 円	450 円
長時間訪問看護加算（週 1 回まで）		5,200 円	520 円	1,040 円	1,560 円
訪問看護医療 DX 情報活用加算（月 1 回）		500 円	50 円	100 円	150 円

- 複数名訪問看護加算**：1 人の看護師等による訪問看護が困難な利用者であって、次のいずれかに該当する場合、週 1 回に限り算定します。
 - ①「特掲診療料の施設基準」別表第 7 に掲げる疾病等の者
 - ②「特掲診療料の施設基準」別表第 8 に掲げる者
 - ③特別訪問看護指示書に係る指定訪問看護を受けている者
 - ④暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる者
- 24 時間対応体制加算**：24 時間対応体制加算のご契約を頂く方のみ算定します。その場合、専用の電話番号をお知らせしますので、24 時間看護師への電話連絡が可能となり、必要時には休日や時間外でも緊急訪問をします。
- 訪問看護情報提供療養費**：利用者の同意を得て、市町村等に対して、指定訪問看護の状況を示す文書を添えて、利用者に係る保健福祉サービスに必要な情報を提供した場合に算定します。
- 緊急訪問看護加算**：利用者・家族等の求めに応じて主治医の指示により、緊急の訪問を行った場合に

算定します。

●特別管理加算：特別管理加算の対象となるのは、下記の状態の方です。

- (Ⅰ)・在宅悪性腫瘍患者指導管理を受けている状態
 - ・在宅気管切開患者指導管理を受けている状態
 - ・気管カニューレを使用している状態
 - ・留置カテーテルを使用している状態
- (Ⅱ)・在宅自己腹膜灌流指導管理を受けている状態
 - ・在宅酸素療法指導管理を受けている状態
 - ・在宅中心静脈栄養法指導管理を受けている状態
 - ・在宅成分栄養経管栄養法指導管理を受けている状態
 - ・在宅自己導尿指導管理を受けている状態
 - ・在宅持続陽圧呼吸療法指導管理を受けている状態
 - ・在宅自己疼痛管理指導管理を受けている状態
 - ・在宅血液透析指導管理を受けている状態
 - ・在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態
 - ・在宅人工呼吸指導管理を受けている状態
 - ・人工肛門または人口膀胱を設置している状態
 - ・真皮を越える褥瘡の状態①NPUAP 分類Ⅲ度またはⅣ度②DESIGN-R 分類 D3、D4 または D5
 - ・在宅患者訪問点滴注射管理指導料を算定している者

●退院時共同指導加算：主治医の所属する保険医療機関または介護老人保健施設に入院・入所中の利用者または家族に対して、主治医または施設職員とともに、看護師が療養上の指導を行った場合に算定します。

●特別管理指導加算：退院後、特別な管理が必要な者（特別管理加算対象者）に対して、退院時共同指導を行った場合に、退院時共同指導加算に追加して算定します。

●退院支援指導加算：厚生労働大臣が定める疾病の利用者で、退院当日の訪問看護が必要であると認められた者に、看護師が在宅での療養上の指導を行った場合に算定します。

●在宅患者連携指導加算：利用者の同意を得て、訪問診療を実施している医療機関、歯科、薬局と文書等により情報共有を行い、看護師がそれを踏まえた療養上の指導を行った場合に算定します。

●在宅患者緊急時等カンファレンス加算：在宅療養を行っている利用者の状態の急等に詳い、医師の求めにより、その医師、訪問診療をしている歯科医師や薬局の薬剤師、介護支援指導員と看護師とで共同で患家を訪問し、カンファレンスに参加し、療養上必要な指導を行った場合に算定します。

●訪問看護ターミナルケア療養費：在宅で死亡した利用者について、その死亡日および死亡日前 14 日以内に 2 日以上ターミナルケアを行った場合に算定します。

●長時間訪問看護加算：厚生労働大臣が定める長時間の訪問を要するものに対して、1 回の訪問看護の時間が 90 分を超えた場合について週 1 回に限り算定します。

【精神科訪問看護基本療養費基本料金】

◎利用者宅を個別に訪問した場合

		提供日数		基本料金	ご利用者様負担額		
					1 割	2 割	3 割
精神科訪問看護基本療養費 (Ⅰ)〈1 日 1 回につき〉	看護師	週 3 日目まで	30 分未満	4,250 円	425 円	850 円	1,275 円
			30 分以上	5,550 円	555 円	1,110 円	1,665 円
		週 4 日目以降	30 分未満	5,100 円	510 円	1,020 円	1,530 円
			30 分以上	6,550 円	655 円	1,310 円	1,965 円
	准看護師	週 3 日目まで	30 分未満	3,870 円	387 円	774 円	1,161 円
			30 分以上	5,050 円	505 円	1,010 円	1,515 円
		週 4 日目以降	30 分未満	4,720 円	472 円	944 円	1,416 円
			30 分以上	6,050 円	605 円	1,210 円	1,815 円

◎同一建物居住者へ訪問した場合

			提供日数		基本料金	ご利用者様負担額		
						1 割	2 割	3 割
精神科訪問看護基本療養費 (Ⅲ) (1 日 1 回につき)	看護師	同一日 2 人	週 3 日目まで	30 分未満	4,250 円	425 円	850 円	1,275 円
				30 分以上	5,550 円	555 円	1,110 円	1,665 円

			週 4 日目以降	30 分未満	5,100 円	510 円	1,020 円	1,530 円
				30 分以上	6,550 円	655 円	1,310 円	1,965 円
		同一日 3 人以上	週 3 日目まで	30 分未満	2,130 円	213 円	426 円	639 円
				30 分以上	2,780 円	278 円	556 円	834 円
			週 4 日目以降	30 分未満	2,550 円	255 円	510 円	765 円
				30 分以上	3,280 円	328 円	656 円	984 円
	准看護師	同一日 2 人	週 3 日目まで	30 分未満	3,870 円	387 円	774 円	1,161 円
				30 分以上	5,050 円	505 円	1,010 円	1,515 円
			週 4 日目以降	30 分未満	4,720 円	472 円	944 円	1,416 円
				30 分以上	6,050 円	605 円	1,210 円	1,815 円
		同一日 3 人以上	週 3 日目まで	30 分未満	1,940 円	194 円	388 円	582 円
				30 分以上	2,530 円	253 円	506 円	759 円
			週 4 日目以降	30 分未満	2,360 円	236 円	472 円	708 円
				30 分以上	3,030 円	303 円	606 円	909 円

◎外泊者へ訪問した場合

		基本料金	ご利用者様負担額		
			1 割	2 割	3 割
精神科訪問看護基本療養費（Ⅳ）	入院中に 1 回限りの算定	8,500 円	850 円	1,700 円	2,550 円

		基本料金	ご利用者様負担額		
			1 割	2 割	3 割
訪問看護管理療養費	機能強化型Ⅰ～Ⅲ以外	7,440 円	744 円	円	円
	2 回目以降	3,000 円	300 円	600 円	900 円

◎精神科訪問看護加算項目

サービス提供区分				基本料金	ご利用者様負担額		
					1 割	2 割	3 割
24 時間対応加算（1 月につき）		24 時間対応体制における看護業務の負担軽減の取り組みをおこなっている場合		6,800 円	680 円	1,360 円	2,040 円
		上記以外の場合		6,520 円	652 円	1,304 円	1,956 円
精神科緊急訪問看護加算 （1 日につき）		月 14 日目まで		2,650 円	265 円	530 円	795 円
		月 15 日目以降		2,000 円	200 円	400 円	600 円
長時間精神科訪問看護加算（週 1 日）				5,200 円	520 円	1,040 円	1,560 円
早朝・夜間加算（6 時～8 時、18～22 時）				2,100 円	210 円	420 円	630 円
深夜加算（22 時～6 時）				4,200 円	420 円	840 円	1,260 円
複数名精神科訪問看護加算	看護師	1 日に 1 回	同一建物内 1 人または 2 人	4,500 円	450 円	900 円	1,350 円
		1 日に 2 回	同一建物内 1 人または 2 人	9,000 円	900 円	1,800 円	2,700 円
	准看護師	1 日 1 回	同一建物内 1 人または 2 人	3,800 円	380 円	760 円	1,140 円
		1 日 2 回	同一建物内 1 人または 2 人	7,600 円	760 円	1,520 円	2,280 円
	看護補助者 または精神保健福祉士	同一建物内 1 人または 2 人		3,000 円	300 円	600 円	900 円
		同一建物内 3 人以上		2,700 円	270 円	540 円	810 円
精神科複数回訪問加算		1 日 2 回		4,500 円	450 円	900 円	1,350 円
		1 日 3 回以上		8,000 円	800 円	1,600 円	2,400 円
精神科重症患者早期集中支援管理連携加算				6,400 円	640 円	1,280 円	1,920 円
ベースアップ評価料 月 1 回				780 円	78 円	156 円	234 円
訪問看護医療 DX 情報活用加算（月 1 回）				500 円	50 円	100 円	150 円

各種加算項目に【同意する・同意しない】

4 その他の費用について

① 交通費	利用者の居宅が、通常の事業の実施地域以外の場合、交通費を請求いたします。 ・事務所から片道 15 km未満 200 円/回 ・事務所から片道 15 km以上 400 円/回	
② キャンセル料	サービスの利用をキャンセルされる場合、キャンセルの連絡をいただいた時間に応じて、下記によりキャンセル料を請求させていただきます。	
	前日 19 時までのご連絡の場合	キャンセル料は不要です
	当日朝 8 時までにご連絡の場合	1 提供当りの料金の 50%を請求いたします。
	ご連絡のない場合	1 提供当りの料金の 100%を請求いたします。
※ただし、利用者の病状の急変や急な入院等の場合には、キャンセル料は請求いたしません。		

5 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）その他の費用の請求及び支払い方法について

1 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）、その他の費用の請求方法等	1 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。 2 上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月 10 日までに利用者あてお届け（郵送）します。
2 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）、その他の費用の支払い方法等	1 サービス提供の都度お渡しするサービス提供記録の利用者控えと内容を照合のうえ、請求月の末日までに、下記のいずれかの方法によりお支払い下さい。 (ア)事業者指定口座への振り込み (イ)利用者指定口座からの自動振替 (ウ)現金支払い 2 お支払いの確認をしましたら、支払い方法の如何によらず、領収書をお渡しします。必ず保管されますようお願いいたします。（医療費控除の還付請求の際に必要なことがあります。）

※ 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の支払いについて、正当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から 3 ヶ月以上遅延し、さらに支払いの督促から 30 日以内に支払いが無い場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

6 担当する看護職員の変更をご希望される場合の相談窓口について

利用者のご事情により、担当する訪問看護職員の変更を希望される場合は、右の相談担当者までご相談ください。	相談担当者氏名	野村 恵
	連絡先電話番号	076-461-5673
	同ファックス番号	076-464-3153
	受付日及び受付時間	月曜日から金曜日／午前 9 時から午後 6 時

※ 担当する看護職員は、利用者のご希望をできるだけ尊重して調整を行いますが、当事業所の人員体制などにより、ご希望にそえない場合もありますことを予めご了承ください。

7 サービスの提供にあたって

- サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要支援認定の有無及び要支援認定の有効期間）を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業所にお知らせください。
- 利用者が要支援認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって、必要と認められるときは、要支援認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要支援認定の有効期間が終了する 30 日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。
- 主治の医師の指示並びに利用者に係る居宅介護支援事業者が作成する「居宅サービス計画（ケアプラン）」に基づき、利用者及び家族の意向を踏まえて、「訪問看護〔介護予防訪問看護〕計画」を作成します。なお、作成した「訪問看護〔介護予防訪問看護〕計画」は、利用者又は家族にその内容を説明いたしますので、ご確認いただくようお願いします。
- サービス提供は「訪問看護〔介護予防訪問看護〕計画」に基づいて行ないます。なお、「訪問看護〔介護予防訪問看護〕計画」は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます。
- 看護職員に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業所が行ないますが、実際の提供にあたっては、利用者等の心身の状況や意向に充分な配慮を行ないます。

8 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する担当者及び責任者を選定しています。
- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備しています。
- (4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- (5) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を設立します。

9 秘密の保持と個人情報の保護について

利用者及びその家族に関する秘密の保持について	1 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」及び「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取扱いに努めるものとします。 2 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。 3 また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。 4 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
個人情報の保護について	1 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いませぬ。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いませぬ。 2 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。 3 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）

10 緊急時の対応方法について

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

主治医	氏名： 所属医療機関名等： 所在地： 電話番号：
居宅介護支援事業所	事業所名： 所在地： 担当介護支援専門員氏名： 電話番号：
家族等連絡先	氏名及び続柄： 住所： 電話番号（自宅、勤務先及び携帯）：

11 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定訪問看護〔介護予防〕の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定訪問看護〔介護予防〕の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

12 身分証携行義務

訪問看護員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

13 心身の状況の把握

指定訪問看護〔介護予防〕の提供に当たっては、居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

14 居宅介護支援事業者等との連携

- (1) 指定訪問看護〔介護予防〕の提供に当り、居宅介護支援事業者及び保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。

- (2) サービス提供の開始に際し、この重要事項説明に基づき作成する「訪問看護〔介護予防〕計画」の写しを、利用者の同意を得た上で居宅介護支援事業者に速やかに送付します。
- (3) サービスの内容が変更された場合またはサービス提供契約が終了した場合は、その内容を記した書面またはその写しを速やかに居宅介護支援事業者に送付します。

15 サービス提供の記録

- (1) 指定訪問看護の実施ごとに、サービス提供の記録を行うこととし、その記録はサービスを提供した日から5年間保存します。
- (2) 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧を請求することができます。
- (3) 提供した指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕に関し、利用者の健康手帳の医療の記録に係るページに必要な事項を記載します。

16 業務継続計画の策定等

- (1) 感染症に係る業務継続計画及び災害に係る業務継続計画を作成します。
- (2) 感染症及び災害に係る研修を定期的（年1回以上）に行います。
- (3) 感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、訓練を実施します。

17 衛生管理等

- (1) 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を設立します。
- (2) 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を作成します。
- (3) 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を実施します。
- (4) 訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (5) 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

18 サービス提供に関する相談、苦情について

- (1) 苦情処理の体制及び手順
- 1 提供した指定訪問看護〔介護予防〕に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。（下表に記す【事業者の窓口】のとおり）
 - 2 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。
 - ① 相談及び苦情の対応
苦情又は相談があった場合は、原則として管理者が対応する。
管理者が対応できない場合は、他職員が対応し、その旨を管理者に速やかに報告する。
 - ② 確認事項
・相談対応者は、以下の事項について確認を行う。
 - 1 相談又は苦情のあった利用者の氏名
 - 2 提供したサービスの種類、年月日及び時間
 - 3 サービスを提供した職員の氏名（利用者が分かる場合）
 - 4 具体的な苦情・相談内容
 - 5 その他の参考となる事項

(2) 苦情申立の窓口

【事業者の窓口】 訪問看護ステーション ホームナース陽なた	所在地：富山県富山市城村 371 番地 電話番号：076-461-5673 FAX 番号：076-464-3153 受付時間：午前 9 時～午後 6 時
【介護保険窓口】 富山市介護保険課	所在地：富山市新桜町 7-38 電話番号：076-443-2041 受付時間：午前 8 時半～午後 5 時 15 分
【公的団体の窓口】 富山県国民健康保険団体連合会	所在地：富山市下野字豆田 995 番地の 3 （富山県市町村会館内） 電話番号：076-431-9833 ファックス番号：076-431-983 受付時間：午前 9 時～午後 5 時

【社会福祉協議会の窓口】 富山県福祉サービス運営適正化委員会	所在地：富山市安住町 5 番 21 号 電話番号：076-432-2958 ファックス番号：076-432-6146 受付時間：午前 9 時～午後 5 時
--	--

19 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	令和 年 月 日
-----------------	-------------------

※上記内容について、「富山市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例」（平成 24 年富山市条例第 51 号）」の規定に基づき、利用者に説明を行いました。

※この重要事項説明書の内容説明に基づき、この後、契約を締結する場合には利用者及び事業者の双方が、事前に契内容の確認を行った旨を文書で確認するため、利用者及び事業者の双方が（署名）記名押印を行います。したがって、重要事項の説明を受けること及びその内容に同意し、かつサービス提供契約を締結することは、利用者本人が行うことが原則です。しかしながら、本人の意思に基づくものであることが前提であるが、利用者が契約によって生じる権利義務の履行を行い得る能力（行為能力）が十分でない場合は、代理人（法定代理人・任意代理人）を選任し、これを行うことができます。なお、任意代理人については、本人の意思や立場を理解しうる立場の者（たとえば同居親族や近縁の親族など）であることが望ましいものと考えます。なお手指の障害などで、単に文字が書けないなどといった場合は、利用者氏名欄の欄外に、署名を代行した旨、署名した者の続柄、氏名を付記することで差し支えないものと考えます。

契約書内容（「重要事項説明書」「個人情報の使用の関する同意書」「感染の有無を確認するための検査に関する同意書」「料金表」について）の説明を事業者から受け同意いたします。

契約締結日 令和 年 月 日

【 利用者 】

住所
氏名
印

【 代理人 】

住所：
氏名：
続柄：
印

【 事業者 】

住所 ： 富山市城村 371 番地
事業者名 ： 合同会社陽なた
代表者名 ： 代表社員 野村 恵 印

【 事業所 】

住所 ： 富山市城村 371 番地
事業所名 ： 訪問看護ステーションホームナース陽なた